

「ヤングケアラー」をご存じですか？

●ヤングケアラーはこんな子どもたちです 家族にケアを要する人がいる場合に、大人が担うようなケア責任を引き受け、家事や家族の世話、介護、感情面のサポートなどを行っている18歳未満の子どもをいいます。長期化すると子ども自身の権利が守られない状況になりかねません。

●例



●背景 ヤングケアラーは家庭内のデリケートな問題であり、子ども本人や家族にヤングケアラーという自覚がないといった理由から、支援が必要とあっても表面化しにくい構造となっています。また、家事を手伝う良い子として周囲から認識されることが多いため、本人も家族もその現状に気づくことなく深刻化していることが多くなっています。

●相談先 自分のことや友人のことで不安や悩みがあったら、ひとりで悩まず、子育て支援課子ども相談室（本館1階）へ相談してください。ケースに応じた支援へとつなげていきます。

●問い合わせ 子育て支援課 子ども相談室 ☎22-2267 FAX22-2245

～太陽光発電設備を所有している方へ～

太陽光発電設備は、固定資産（償却資産）の申告が必要な場合があります。

設置者	発電量 10kW以上の 太陽光発電設備 (全量売電・余剰売電)	10kW未満の 太陽光発電設備 (余剰売電)
個人(住宅用)※1	申告は不要です (課税対象外)	
個人(事業用)※2	申告が必要です (課税対象)	申告が必要です (課税対象)
法人※3		

☆過年度への遡及課税について☆

申告内容の修正や資産の申告漏れなどによる賦課決定については、申告があった年度だけではなく、資産を取得された翌年度までさかのばることとなります（地方税法第17条の5第5項の規定による）。

●問い合わせ 税務課 ☎22-2215 FAX22-2247

広報よしのがわに関する問い合わせは市長公室まで
☎22-2203 FAX22-2244



で き ご と

yoshinogawacity



コミュニティ助成事業で神輿を購入

田渕自治会（鴨島町）は、令和3年度コミュニティ助成事業を活用し、お祭り用の神輿を新調しました。同事業は、宝くじの受託事業収入を財源として実施しています。

今後、地域のお祭りで活用し、地域コミュニティ活動の充実を図ります。



△購入した神輿

子ども活動支援補助金で保育所・こども園の遊具などを購入

公益財団法人ライフスポーツ財団の「子ども活動支援補助金」（コロナ禍における子どもたちの健全な心身の育成に寄与する取り組みを行う市町村に対し支給されるもの）を活用し、鴨島吳郷保育所、高越こども園に遊具と運動用具を購入しました。

公益財団法人ライフスポーツ財団は、幼少児や子どもたちが身近に、積極的にからだを動かせるようにと、誰でも参加できるスポーツ活動の支援に取り組んでいる財団です。

数種の遊具・運動用具を設置することで、分散して遊ぶことができ、体を思い切り動かすことで子どもたちの心と体の健全な育成を図ります。



△高越こども園に購入した遊具等



△鴨島吳郷保育所に購入した遊具等

金婚・ダイヤモンド婚おめでとうございます



△謝辞を述べられる江本佳一さん・昌子さん

10月28日、アメニティセンターで、金婚・ダイヤモンド婚記念式典を開催しました。式典には金婚（婚姻後50年）、ダイヤモンド婚（婚姻後60年）を迎えたご夫婦43組が出席し、市長から祝い状と記念品が贈呈されました。

出席者を代表して、ダイヤモンド婚の江本佳一さん・昌子さんご夫妻が「今日、吉野川市民として、生活を元気に楽しく送ることのできる私達は本当に幸せ者です。これも一重に地域の方々のご好意ご支援のお陰でありまして、ここに謹んで厚くお礼申し上げる次第でございます」とお礼の言葉を述べました。

災害情報や各種お役立ち情報が受信できる
「吉野川市防災・情報メール」をぜひご活用ください。

